

品川支部滞納会費徴収整理細則第5条第2項に基づく公示

令和7年9月4日
東京税理士会 品川支部
支部長 村田 久幸

下記の会員に対し、品川支部滞納会費徴収整理細則第5条第1項の規定により、内容証明郵便にて滞納会費の督促を行いました但し到達されないため、同細則第5条第2項の規定に基づき公示いたします。当該文書は品川支部事務局に保管しておりますので、来会の上受領して下さい。

なお同細則第5条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、当該文書は到達したものとみなされます。

記

○ 滞納支部会費の督促について（内容証明郵便）1通

① 兵藤 道隆 登録番号 第135893号

東京都品川区大井5-11-2 コンフォール大井301

以上